



NPO法人 えひめ消費者ネット 2013年 春季号

2013年5月15日発行 (vol.14)
 発行者：NPO 法人えひめ消費者ネット 〒791-0242 松山市北梅本町 859-4 代表者：塩見 修身
 TEL/FAX：089-976-5212 e-mail：o_sami@hotmail.co.jp



消費生活相談
 はこちらへ
 TEL：089-976-5212

会員数：正会員 25
 団体正会員 1
 賛助会員 28
 団体賛助会員 1

第5期通常総会開催

4月20日(土)、10時より 松山市山越の愛媛県男女共同参画センターにおいてえひめ消費者ネットの第5期通常総会が開催されました。

第1号議案から第5号議案まで皆様の承認をいただき、平成24年度の事業は無事に終了することができました。

25年度の活動方針は、

- ①消費生活相談や消費生活に関する情報発信などの啓発活動を中心とした事業を行う。
- ②新しい役員(理事：仲田忠氏、城戸真由美氏)2名の就任、
- ③法律専門家の協力、学生会員の獲得、

一般会員の増加を含めたマンパワーの充実を図る。

- ④活動の拠点となる事務所を確保する。
- ⑤適格消費者団体に向けての基盤作り積極的に取り組む。が採択されました。

尚、総会後の理事会において塩見氏が理事長に、重川氏、河野氏が副理事長に選任されました。監事には引き続き、山崎 和水氏が就任されました。



城戸 福嶋 遠山 仲田 松田 山崎 塩見 重川 河野 玉井 (敬称略)

平成25年度役員一同

公開講座

「サイバー犯罪の手口と対策」

～被害者にならないために～

平成25年1月26日(土)13:00～15:30

に愛媛県男女共同参画センターにおいて、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策サイバー犯罪対策調査官 赤松憲一警部を講師にお招きして公開講座を開催。



1. サイバー犯罪の現状

インターネットが犯罪に利用され、国民のほとんどが利用。スマートフォンの普及でさらに利用が増え、現状は人口の8割がインターネットを利用。

2. サイバー犯罪とは

コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪である。犯罪形態は①不正アクセス禁止法違反 ②コンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪等 ③ネットワーク利用犯罪

3. サイバー犯罪の特徴

匿名性、無痕跡性、被害者が不特定多数性、場所的無限定性。ネットワーク利用犯罪の事例としては、①電子掲示板(覚せい剤取引)、②オークション(代金詐欺) ③わいせつ画像(多数の者に閲覧させる) ④出会い系のサイトの掲示板を利用して援助交際するなどがある。

4. 愛媛県のサイバー犯罪の相談件数

平成23年度 総数 800件余

5. 不正アクセス禁止法の改正

①ID・パスワードの不正流通(フィッシング)行為とID・パスワードの不正取得・保管が新設された)・罰金刑あり。②不正アクセスについては強化され、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ③禁止・処罰するフィッシング行為の類型はサイト構築型とメール送信型あり。

県内に本店を置く銀行のインターネットバンクでの被害はまだ出ていないが十分注意してほしい。④インターネット異性紹介事業は届出が必要。大人・子供・男女を問わず、異性の紹介互助を利用して、性的目的の男女の出会いが目的。利用行為や成りすましも違反。

6. 出会い系サイトにかかる問題点

平成23年は出会い系サイトの被害は約1000件だが、コミュニティサイトは約1400件。安心感があるためか？ SNSは法律の規制対象外のためトラブルが多発。

7. 最近のサイバー犯罪の特徴

①インターネットに係る不正アクセス禁止法違反が増加。平成23年、35都道府県の56金融機関で160口座が被害に遭った。②不正送金額が約3億円。フィッシング詐欺での被害が2000万円。不正ダウンロードでの被害が2億8200万円。24年も新たな手口出現 ③外国人犯罪組織が増加。クレジットカードでは同じパスワードが狙われる。表面に出にくい・・・フィッシング(気づいた時には犯人たちは雲隠れ?)

8. インターネットホットラインセンター

(インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口。一定の基準に基づき「011-976-5212」や管理責任者へ削除依頼、違法有害なものは警察へ通報。)平成23年通報受理約18万件 警察へ通報約2万4000件。

9. インターネットには誘惑が一杯!!!

不正アクセス、わいせつ画像、著作権法違反・・・情報が簡単に手に入るが違法なものと知ってダウンロードすること自体が違法! また、匿名性が高く、非面接なので大胆になり、罪悪感がなくなる。インターネットは使い次第で犯罪になる。(ファイルの共有からいつの間にか犯罪者になっていることがある。また、ネット上に流せば違反になる・・・音楽など)

10. 不正アクセス被害に注意!

個人情報には流さない・・・安易に他人に個人情報をお教えしないID・パスワードは適正に保管する・・・みだりに他人に教ええない フィッシングに注意・・・身に覚えのないメールやID・パスワードの要求は注意。

11. 遠隔操作ウイルス被害に遭わないために!

①パソコンのOSを含むダウンロードを最新の状態でアップデートする ②怪しいサイトにはアクセスしない ③信頼のおけないダウンロードしない ④ウイルス対策ソフトを必ず購入し最新の状態でアップデートする ファイアウォールを設定する

まとめ

財産被害は早めに警察に通報を! 匿名性・・・警察ではある程度わかる 著作権違反は親告罪。

安全にインターネットを使うには

- ①危険性を認識する。身に覚えのないメールは見ない! 常に危機意識をもつ。道端に置いてあるペットボトルの水を飲むのと同じくらい危険!!
- ②個人情報を安易に人に教えない。③使い次第で犯人になる。途中ビデオで日常誰にでも起こり得る被害事例のドラマを鑑賞。トラブルに至る様子がとてもよくわかった。犯罪の被害者・加害者にならないようにしようとして強く意識した有意義な研修会であった。(山崎和水・福嶋)

特別講演会 「生き方の美学」

4月20日(土)第5期通常総会後、10:30より、井上昌俊氏をお招きし、愛媛県男女共同参画センター2階第一会議室において、「生き方の美学」という演題でお話を伺いました。

(講師略歴：愛媛県生涯学習講師、県人権対策委員、県学習教育委員、元愛媛県経済同友会副会長、元愛媛県倫理法人会副会長、元ボーイスカウト愛媛県連盟理事長) 娯楽番組の主題歌でありながら人生について語っていると話され、水戸黄門の主題歌で講演は始まりました。

人には「宿命」というものがあり、「運命」をたどり、「運命」には、「天運」、「地運」、「人運」がある。

人との出会いで、人生は大きく変わり、「真の幸せ」とは素晴らしい人間関係から生まれる。

「腰は強く、腰は低く、腰は軽く」と『三腰』を活かして生きたいものだ。

「言葉を上手に使う」、「生きたお金を使う」、「時間を活かして使う」ことを心がけ賢く生きたいと思う。人に迷惑をかけることは賢いことではない。

そして、自分より相手への為に尽くす心でありたいし、小さな当たり前に感謝する「おかげさま」の心や優しい思いやりも大切にしたい。また、初心は進進となり慢心となるので、常に「初心忘れるべからず」である。

「私も良けれ、人も良けれ、人よりも我少し良けれ」と人は思いがちなものであるが、「私よりも家族がうんとうんと良けれ」が私の生き方の美学である。二度と無い人生劇場だから、静かに幕が下るとき、家族の心に残る名優でありたいと私は思っている。

私にとって妻は名医である。腰痛の酷かった私に京都の医者を見つけ、手術、入院の世話をしてくれた。妻によって今の私がある。

講演の中で朗読された詩は心に響くものでした。その作品の配布時には一言添えられ、細やかな心配りを感じました。25年前から『良い夫婦の日』を提案してきた講師は、夫婦が11月22日に良い夫婦になればよいし、連れ合いを亡くした人はこの日に相手を偲べば良い、その他に家族の様々な記念日を大切に過ごしていると話され、講師の生き方の美学に感動するとともに心温まる講演でした。

(文責：藤井 宣恵)



井上昌俊氏ご夫妻

「交流会」

総会・特別講演会に続いて、交流会が開催されました。

